

JAPAN MELGES WEEK 2018

第5回全日本Melges 20クラス選手権大会

主催：日本メルジェス協会

公認：公益財団法人日本セーリング連盟（申請中）

協力：株式会社葉山マリーナ

開催場所：葉山マリーナ（神奈川県三浦郡）

レース公示 Notice of Race

1 適用規則

1.1 セーリング競技規則2017-2020（Racing Rules of Sailing）に定義された規則を適用する。

1.2 国際MELGES 20クラス規則を適用する。

a)セールリミテーションマークについては、4枚目のセールに限り国際クラス規則準拠への経過措置としてクラス規則B.4.1を適用しない。

1.3 セーリング装備規則（Equipment Rules of Sailing）を適用する。

1.4 全ての競技者はレース中、衣服の着替えや調節時を除き、個人浮揚用具を身につけなければならない。ウェットスーツやドライスーツは個人浮揚具に含まれない。これはRRS40を変更している。

1.5 クラス規則I.3.1（b）に従い審問にはオーナー/ドライバーが出席しなければならない。カテゴリー3セーラーがプロテストルームに入ることやプロテストルームにいる代表者とコンタクトすることは禁止する。

- 1.6 主催者はRRS付則Qに基づきアンパイアリングフリートレースを実施することがある。
- 1.7 大会最終日のプロテスト手続きの時間を短縮するためマッチレースやチームレースやメダルレース同様の手順で審問を実施する。
- 1.8 レース公示と帆走指示書間に食い違いが生じた場合には帆走指示書が優先される。
- 1.9 日本語版のレース公示と英語版のNORに食い違いが生じた場合には英語版レース公示が優先される。

2 広告

- 2.1 World Sailing Regulation 20[広告規定]を適用する。
- 2.2 参加艇は主催者より指定された広告表示を要求された場合は、要求に従わなければならない。

3 参加資格

- 3.1 本大会に参加する艇は国際Melges20クラス規則に適合した艇であること。
- 3.2 全ての競技者はワールドセーリング規則、ワールドセーリングセーラークラシフィケーション規則および国際Melges 20クラス規則を遵守しなければならない。
- 3.3 参加艇は日本メルジェス協会に登録済みであること。（ただし外国籍の艇は除く）
- 3.4 全ての競技者は日本メルジェス協会の会員であること。（ただし外国籍の競技者は除く）
- 3.5 日本国内に居住する競技者は日本セーリング連盟の会員でなければならない。
- 3.6 海外に居住する競技者はWorld Sailing Regulation 19[資格規定]に従い、国際クラス協会またはナショナルオーソリティまたは下部組織のメンバーでなければならない。

4 コリンシアンディビジョン

- 4.1 コリンシアンディビジョンに参加するチームは、ワールドセーリングセーラークラシフィケーション規則を適用し、乗員全てがGroup 1であること。

RRS79およびWorld Sailingウェブサイト

<http://members.sailing.org/classification/?view=home&nocache=1&js=1>参照のこと。

4.2 コリンシアンディビジョンに参加する場合、日本メルジェス協会ウェブサイト

(<http://jpmelges.com/>) のヘルムスマン/クルーオンライン登録フォームでコリンシアンディビジョン参加を選択の上、当該チーム全ての競技者のISAF IDを記入し、に11月18日（日）までに登録すること。

4.3 クラシフィケーション確認後、競技者リストを公開する。

4.4 クラシフィケーションへの抗議終了時刻は、レース初日のレース抗議終了時刻とする。

5 参加申込

5.1 10月31日（水）までに日本メルジェス協会ウェブサイト (<http://jpmelges.com/>) でオンラインエントリーを済ませること。

5.2 11月1日（木）～11月18日（日）のエントリーはエントリー費の50%の追加費用を支払うことにより認められる。

5.3 11月18日（日）までに日本メルジェス協会ウェブサイト (<http://jpmelges.com/>) ヘルムスマン/クルーオンライン登録フォームで登録すること。ヘルムスマンはISAF IDを記載のこと。

5.4 11月22日（木）の10時から16時までに、以下の書類を大会本部に提出し受付をすること。

a)インスペクションチェックリスト

インスペクションチェックリストは日本メルジェス協会ウェブサイト

(<http://jpmelges.com/>) で入手できる。

b)第三者賠償責任保険証券のコピーを提出すること。

5.5 全ての登録およびエントリー費の納入を済ませた艇のみが本大会に参加できる。

6 エントリー費

6.1 10月31日（水）までに下記の銀行口座にエントリー費¥75,000を納入すること。

6.2 11月1日（木）～11月18日（日）までのエントリー費の納入は50%の追加費用を支払うことにより認められる。

6.3 エントリー費には以下の費用が含まれる。

- a) 本大会のエントリー費
- b) 葉山マリーナにおける艇係留料
- c) レガッタパーティー参加（競技者以外の参加希望者は1,000円/人で参加可能）
- d) レガッタ表彰式

*上記は競技者登録書に記載されている者に限る

【参加料振込先】

◆国内からの送金

みずほ銀行 中目黒支店

普通口座 2088759

ニホンメルジェスキョウカイ

◆海外からの送金

Beneficiary Bank : MIZUHO BANK, LTD.

SWIFT code : MHCBJPJT

Branch Name : NAKAMEGURO BRANCH

Account Number : 132-2088759

Account Name : NIHON MELGES KYOKAI

Account Address : 3-34-1-5 KAMIMEGURO MEGURO-KU TOKYO JAPAN

7 日程

7.1 日程概要

11月22日（木）	10:00-16:00	受付・インスペクション
	17:00	艇長会議
11月23日（金）	10:25	当日最初の予告信号
	17:30	レガッタパーティー
11月24日（土）	08:00	スキッパーズブリーフィング
	09:55	当日最初の予告信号
11月25日（日）	08:00	スキッパーズブリーフィング
	09:55	当日最初の予告信号
	14:00以降	に予告信号は発せられない。
	16:00	レガッタ表彰式

7.2 全9レースを予定する。

7.3 一日あたりのレース数は最大4レースとする。

8 計測

8.1 艇または装備は、帆走指示書に従っていつでもインスペクションされることがある。

9 帆走指示書

9.1 帆走指示書は11月18日（日）までに日本メルジェス協会ウェブサイト

(<http://jpmelges.com/>) に掲載される。

10 開催地

10.1 葉山マリーナおよびレースエリア。（別添-1）

10.2 葉山マリーナおよび大会本部（別添-2）

10.3 葉山マリーナへのアクセスは下記を参照のこと。

<http://hayamamarina.com/>

11 コース

11.1 ウインドワード・リーワードコース、4レグとする。

12 ペナルティー方式

12.1 ゾーン内でのインシデントを除き、他のインシデントは「2回転ペナルティー」から「1回転ペナルティー」に置き換える。RRS 44.1の変更。

13 得点

13.1 3レースの完了でレガッタの成立とする。

13.2 完了したレースが6レース未満の場合、シリーズ得点は全レースの合計得点とする。RRS 付則 A2の変更。6レース以上成立した場合は最も悪い得点のレースを除外した得点の合計得点とする。

13.3 本大会の成績はMelges 20 World Leagueの得点に加算される。

14 支援艇の制限

14.1 クラスルールに従う。

15 上架の制限と泊地

15.1 全ての艇は11月22日（木）17:00まで下架しなければならない。

15.2 以下理由により、期間中の上架を認める場合もある。

a)レースコミッティーによる事前の許可がある場合。

b)緊急の場合。ただし、事後にレース委員会を納得させる義務がある。

15.3 全ての艇はハーバーの所定のドッグに係留しなければならない。

16 水中呼吸器具およびプラスチックプールの使用

16.1 水中呼吸器具およびプラスチックプールまたは類するものは最初のレースの準備信号からレガッタ終了まで、艇の周辺で使用してはならない。

17 無線通信

17.1 緊急の場合を除き、艇はレース中に無線送信を行ってはならない。また、艇はレース中にVHF以外の無線通信を受信してはならず、この制限は携帯電話にも適用する。

17.2 レース委員会は、レース情報をVHFで放送することがある。

18 賞

18.1 オープンディビジョン（総合）の1位～3位。

18.2 コリンシアンディビジョンの1位。

19 責任の否認

19.1 競技者は自分自身の責任でこのレースに参加し、レースに参加するか否かレースを続けるかの決定はその艇のみにある（RRS 4「レースをすることの決定」参照）。

スキッパーは自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に全責任を持っている。

大会の前後および期間中に生じた、損失、損害、負傷、死亡事故に対して主催者および協賛会社や協力団体などの関係者はいかなる責任も負わない。

20 保険

20.1 全ての参加艇は、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

21 メディア著作権

21.1 大会期間中のレースおよび公式行事（パーティー、表彰式などを含む）および大会に起因するテキスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を公開する権利は、主催者に帰属する。

この権利行使は、世界中のあらゆるメディア（テレビ、印刷物、デジタルメディアなど）への公開を対象とするが、その目的は広報、報告、広告を目的としてのみ使用する。

21.2 主催者は、テキスト、音声、映像、肖像などの情報を独自の裁量で大会協賛者に提供する場合がある。テキスト、音声、映像、肖像などの情報の二次使用範囲は各協賛者との契約により制限する場合がある。

21.3 参加者は、本大会のテキスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を、直接間接問わず公的メディア（テレビ、印刷物、デジタルメディアなど）に主催者の事前許可無く配布、提供してはならない。なお、個人メディア（ブログ、ツイッター、フェイスブックなど）への記録掲載は、事前の主催者許可は不要である。

21.4 音声、映像を記録するために、参加艇に記録装置の搭載を要求する場合がある。

22 レース公示の変更

22.1 大会実行委員はレース公示を変更することがある。全ての変更は日本メルジェス協会ウェブサイト (<http://jpmelges.com/>) に掲載される。

23 問い合わせ先

日本メルジェス協会 JAPAN MELGES WEEK 2018 大会事務局

メール : info@jpmelges.com

【別添-1】



【別添-2】

